

6

令和7年第3回

多治見市議会定例会追加議案

令和7年6月19日

目 次

議第68号 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについて	1
--	---

議第68号

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正するについて

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年6月19日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者 選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人 選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後その期日を公示され若しくは告示される選挙又は告示される市民投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され若しくは告示された選挙又は告示された市民投票については、なお従前の例による。